

## 平成 26 年度の主な事業報告

社会福祉法人藤聖母園

### 社会福祉事業

#### 法人本部

平成 26 年度に入ってから、社会福祉法人に対する風当たりが一層増して来た感がある。最近では社会福祉の分野にも社会福祉法人以外の法人の参入が増えつつあり、安閑としていられない時期を迎えつつあります。またこれと相まって介護保険の需要が一段と高まり、これに対応するための制度改革をはじめ介護報酬の見直しなども話題となっているところである。

これまで社会福祉法人は、社会福祉法により特別法人として社会福祉施設の運営主体としてその役割を担って来たところである。それだけに社会福祉法人には高い公益性と財務諸表の公開などの透明性が求められているところである。

また最近、世論を賑わしている社会福祉法人における内部留保の問題が取り上げられているが、これに対する説明責任が果たせるように、その理由づけを第三者が聞いて納得できるようにきちんと整理して置く必要があるものと考えている。

私たちを取り巻く環境は、以前にも増して厳しさを増していることを肝に銘じ、周囲からの批判や意見に対しては、努めて謙虚に耳を傾け、このことを今後の事業運営のため、生かして行こうとする努力を惜しんではいけないと思うものである。

このような時の流れの中で、私どもにとってうれしい出来事がいくつかありましたので若干紹介してみたいと思います。

一つには、平成 26 年 12 月 24 日付けで国による子育てサポート企業の認定を受け、平成 27 年 2 月 5 日労働局でその認定通知の交付式があり、これに理事長が出席できたこと。

二つには、難行していた若葉乳児園改築工事が平成 26 年 12 月下旬にようやく契約の運びとなり、平成 27 年に入り本格的な工事に着手し、基礎工事、鉄骨の組み立てなどの作業が当初計画よりは遅れているものの、確実に進められていること。

三つには、懸案事項の一つであった弘前市有の法定外公共物、いわゆる水路用地が当法人所有地に接続して存在してあることから、これを一体的に使用してきた当法人では当該水路用地を取得する必要がある、その土地の売却についてこれまで市と協議をしてきた結果、当法人の意向をご理解頂き、その方向で決定される見込みがあること。

## 児童養護施設藤聖母園

キリストの教えに基づいた愛の精神で、入所児童一人一人が、かけがえのない存在であることを認識し、児童と職員との信頼関係を基礎に、共同生活の中に家庭の機能を最大限に発揮して養育に当たると共に、その自己実現に向けて援助している。

- 平成 26 年度は、本体定員 90 人（暫定定員 77 人）、地域小規模養護施設 6 人の定員設定であった。年度当初の入所は 58 人で児童ホーム 8・幼児ホーム 1・地域小規模ホーム 1 を編成し支援にあたった。年度中入・退所状況は入所児童が 9 人、退所児童が 10 人であった。
- 児童ホームの支援体制は、各グループ・リーダーを中心に支援を行い、各部主任及び基幹的職員は複数の職員による支援を行う役割を担った。
- 入所児童の人権擁護や人権侵害防止のための、より良い養育支援を目指し、職員の資質向上のための研修、支援会議の充実等、子ども一人ひとりに向き合った支援ができるように努めた。また、虐待等による入所児童が増えており、精神的なケアを取り入れた指導にも努めた。
- 施設運営の質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価を受審すると共に、自己評価にも取り組んだ。評価結果は運営改善につなげていく動機づけにもなった。
- 児童の園内活動については、いろいろな行事をとおして地域住民と交流を深めることを目的に、積極的に参加し挑戦する姿勢を養う機会とした。特に一輪車・太鼓クラブは、園内行事での演技披露や外部団体からの出演依頼があった場合の出演等、目標を持って取り組むことができた。
- 児童の学習向上策として学習指導員による学習強化を図り、基礎学力、高校進学に向けての個人指導に力を入れ、外部の進学塾への通学も可能とした。
- 職員研修については、職員の資質向上を図るため園内外の研修会、会議、学習会に参加し養育技術や専門知識の習得に努めた。
- 「藤聖母園児童研修センター」を活用し、小グループで園を離れて静かな自然の環境の中で、より家庭的な雰囲気の中に宿泊生活体験を実施している。

## 藤放課後児童会

放課後児童健全育成事業として、青森市から受託した藤放課後児童会では、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、キリストの愛に基づいて、遊びを主とする集団活動を通じ、児童の健全育成を図っている。

平成 26 年度は、47 人の児童が入会し、5 人の指導員のもとで活動を開始した。利用状況としては、月曜日～金曜日の平日の年間開設日数は 244 日（月平均 20 日）、1 日平均 35 人

の児童が、下校から 18:00 までの間に学童棟（エリザベトホーム）で活動した。また土曜日の開設日数は 50 日、1 月平均 9 人の児童が活動している。

#### 放課後児童会における活動内容

- ① 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定。
- ② 遊びの活動への意欲と態度の形成。
- ③ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上。
- ④ 児童の遊びの状況把握及び家庭への連絡。
- ⑤ その他、児童の健全育成上必要な活動。

当年度実施した主な活動内容としては、お誕生会（年 4 回）、夏休み中にはミニ遠足（新青森総合運動公園）・夏祭り、冬休み中にはクリスマス会、プラバンと木製プレートの製作、雪山遊び、なかよし会卒園会等を行った。

藤放課後児童会では、

- ・元気にあいさつできる子
- ・みんなと仲よく遊べる子
- ・ほっと安らげる児童会

を生活のモットーとして、児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に努めながら、入会児童の保護者との連携を密にし、健全育成を図っている。

## 藤保育園

キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを掛替えのない存在として大切にします。家庭的雰囲気の中で、祈る心、感謝する心、許し合う心、共感する心、そして思いやりの心が育つよう援助する。

定員 60 名 現員 75 名（平成 27 年 3 月 31 日現在）

開所時間 6 時 45 分、閉所時間 22 時 00 分

0 歳児から就学時前迄の年齢を対象に、通常保育の他に特別保育事業として「保育所地域活動事業」「延長保育促進事業」「ふれあい保育事業」を実施。開所時間から 11 時間を超える 4 時間延長保育は、地域のニーズに対応して評価されている。

○平成 26 年度は、事業計画の基本方針である「カトリック保育園としての特性を生かした保育の充実」については、様々な行事や活動を通してすすめることが出来た。（ご復活や

御降誕、また神父様にして頂いた七五三のお祝いや卒園感謝のお祝い等)

- 世代間交流は、養護老人ホーム「藤ホーム」の敬老会や「藤聖母園デイサービスセンター」、近隣の高齢者の方々を訪問したり、ご招待したりして一緒に楽しく過ごすことが出来た。
- 事業計画の中の一つ「多様な連携と協働をつくる」に関しては、地域社会を基盤とした中での保育園としての活動（地域商店への絵画展示や秋の交通パレードへの参加）を行った。
- 桜の木を国立療養所松丘保養園へ寄贈したことから、入所者の方々と交流をもつことができた。
- 平成26年度も青森市立堤小学校が中心となり、学区内の保育園、幼稚園の園長や職員が集まり情報交換を行ったり、就学前の園児と小学校一年生の交流会を行った。

## 弘前大清水保育園

キリスト教精神に基づいた児童福祉施設として、人を大切にし、優しい誠実な人として伸びやかに成長するように援助する。また、経験を大切にしながら個性を伸ばし、豊かな人間の基礎を培っていく。

園児定員は60名、平成27年3月31日の現員は69名。26年度の特徴は乳児が多く9名在籍していたことである。

家庭的な雰囲気の中でゆったりと生活出来るよう原則縦割りクラスを編成し、上の子が下の子の面倒を見られる体制としている。避難訓練は毎月実施しているが、三施設合同（弘前大清水学園、希望の家、当園）の総合避難訓練も実施し、消防車とともに消防士や「火消し君」（着ぐるみ）を招聘するとともに、煙体験も実施し、消防に対する意識を高めた。加えて、交通公園での交通指導、電車体験、様々な社会体験を通して知識を広めたほか、七五三やクリスマス、卒園式では、「カトリック保育園」としての特性を生かし、神父様やシスターにお祈りをいただき、保育の充実に努めた。また、ねふた祭りでは、保護者のみならず地域の方々にも大いに喜ばれた。

このほか、次の特別保育事業を実施している。

- 障害児保育では、本園の統合保育のほか、弘前大清水学園園児との交流を図り、「健全児と障害児が共に育つ」心を養った。
- 地域交流では、弘前大清水ホームを毎月訪問し、世代間交流を図った。子どもたちは日頃から町内を散歩するほか、老人ホーム裏のマリア公園で遊ぶ等、地域や高齢者と交流を重ねている。
- 延長保育は、保護者の就労形態や家庭の事情等により、年々増加し、26年度は1,760人が利用した。
- 一時預かり事業は、親の病気、出産、就労等により、26年度は425人の地域の子どもが利

用した。

食育の重要性の下、植物の苗植えから収穫、食事づくりを通して子どもの食への関心を深めたほか、食物アレルギーの子どもに対応して、除去食及び代替食を積極的に提供した。

## 若葉乳児院

### 1 施設の設置目的

家庭に恵まれない乳幼児に、第二の家庭を提供すること。

### 2 定員

14名（ただし、平成27年7月1日からは定員10名の予定です。）

### 3 現員

5名（平成27年6月25日現在）

### 4 入所者の処遇の動き

新施設に移転した後は、条件が整えば小規模グループケアを行いたい。

また、新施設は小規模グループケアを行うように、建設している。

### 5 主な事業

乳幼児の措置入所。

### 6 主な施設・設備の整備

平成26年度は、施設の改築工事を行った。ただし、平成26年度中には、完成しなかった。

### 7 職員の活動状況

平成26年度は、本来の仕事である乳幼児の養育の他に、第三者評価を受けた。

### 8 その他、年間の主な動きなど。

平成26年度は乳幼児の入所率が悪かったため、平成27年度の収入は大幅な減額が予想されるため、職員の整理退職を計画した。

## 養護老人ホーム藤ホーム

藤ホームは外部サービス利用型「特定施設入居者介護事業所」の指定を受けた養護老人ホームです。

養護老人ホームは老人福祉法に定められている社会福祉施設です。身体が弱ってきたり、一人暮らしが困難になったり、住む所がなくなったり、あまり収入がない65歳以上（一定の理由があればそれ以下でも可）の方が利用できます。介護が必要な方には併設の訪問介護事業所から介護サービスが受けられます。介護職員は兼務しています。

26年度末で定員は55名、現員54名、特定契約を結んでいる要介護者は19名です。その他ショートステイ1床がありますが、この1床は青森市と生活管理指導短期宿泊事業の委

託契約をしており、必要とされる方を受入れております。

毎日のように外出される自立の方が居る反面、要介護Ⅰから要介護Ⅴまで、年齢は63歳から99歳まで個性豊かな方々の個別の対応は経験豊富な職員でも時々困難に感じることがあるようです。

昨年は建物周辺の整備を行い、景観を良くしましたので、今年度は園内の温度調節に取り組みます。職員の園内研修として外部から講師を招き、「熱中症」と「トランスファー」について学びました。3月のひな祭りには社会福祉協議会を通して善意のプレゼントがあり、沢山のケーキと和菓子を頂戴し皆大喜びでした。隣の特養藤の園にもお分けして美味しくいただきました。

加齢とともに、身体の痛みや不自由が増してくることを受入れながらも、心豊かに過ごされるホームでありたいと職員一同努力をしております。

## 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 藤の園

当施設の定員数は、長期入居者が60名、短期入居者が6名です。また、長期・短期共に全室個室で7ユニットに分けて行っています。職員数は57名でその内介護職員は36名です。

平成26年度の充足率は92.5%となっており、前年度より多少は回復しましたが、それでもまだ充分とは言えないため、今後もスムーズな入居に繋ぐことが出来るように、努めていきたいと思っております。

平成26年度の取り組みとして特に重点を於いて行ったことは、職員一人一人の資質の向上を図るために、園外・園内研修を充実させ、多くの職員に多岐に渡る研修会に参加して頂き、その内容を伝達にて報告し、少しでも多くの職員に学んで頂けるように行って来ました。今後は更に職員の意欲を高めるために、参加したい研修の希望を参考に年間での計画を作成し行うこととしました。

また、施設の自己評価でもあったとおり、年間の目標については入居者の方への「想い」はあるものの、それを行動に移すことができず、目標達成には至りませんでした。今後も継続して取り組みたいと考えております。

今後は特に「看取り」に関しての対応の再検討や、地域との関わりを検討し推し進めていきたいと思っております。

## 特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム

本園は、昭和48年2月に設立され、42年が経過し、定員80人、現員80人で現在に至っている。キリスト教カトリック精神を基本理念として、利用者に対する人間尊重の待遇を大切にし、その社会的責任を果たしている。平成25年度の施設利用者及び短期利用者の実

績は、1日平均77.7人、退所者27人(25人,ホームで死亡)、新規入所者28人で、最高齢者は103歳、90歳以上が32人で、平均年齢86.9歳、平均入所期間は4年4ヶ月であった。職員の養成については、研修に重点を置き、100回以上に及ぶ研修会や会議、会合、認定、調査活動、養成校等に職員を派遣し、関連する分野の情報収集に努めた。

また、平成26年度からは、職制機構を一部変更して「ケアサービス部」を設置して、責任者として新たに看護師長と介護主任の二人を配置し、看護・介護を統合化したケア主導的な体制を目標に運営した。医療安全対策委員会の指導の下、介護職員が一定の条件下で医療的ケア(口腔内のたんの吸引・胃瘻による経管栄養の一部)ができるようになり、看護と介護の連携と医療的ケアの充実、各種記録類の作成、及び事故防止、その他様々な課題等について、定期的に委員会を開催してきた。利用者の重度化に伴う医療ニーズの増加に対応するためには、介護職員が医療的な知識・技術をきちんと身につける必要があり、看護と介護の連携・協働は不可欠であり、研修体制と直接待遇職員体制を充実していくことに努めてきた。

特記事項としては、30年以上ボランティア活動でホームのためにご尽力されてきた「さつき会」の皆様が、ふれあい活動功労者として知事表彰を受けた。

## 藤聖母園デイサービスセンター

### 1 事業運営の概況

当センターは、高齢者のデイサービスを行う事業所であるが、高齢化の進行に伴い、高齢者世帯が増加し、在宅から施設に入居する者の増加を想定した住宅型有料老人ホームの急激な普及等を背景に介護の市場競争も激化してきた。今年度からの介護報酬の実質的引下げなどがあり、またここ数年間で当所利用登録者数が徐々に減少しつつあるものの、今年度に至り、利用者数そのものは若干の増加が見られ、これに伴い経営状況の改善も見られた。

当所としては、個別化に配慮した利用者のニーズと利用者の心の安定に配慮した信頼関係を大切にし、サービス提供時間の延長、特に機能回復訓練等介護予防事業・クラブ活動や園外活動の強化、四季や行事毎等の施設内装飾の衣替え、また地域住民の資産とも言うべき当所の状況について、奥野、松原、勝田等地元町内会の住民へのデイサービス運用情報の提供等、地域住民のための事業所としてそのニーズに対応する努力を重ねてきた。

また、オンブズマンの活用による利用者の声の把握、利用者からの直接の苦情要望等相談、ヒヤリハットにかかる事案の詳細な把握と反省などにも留意した。

以上について、利用者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしながらそれぞれの自己実現を図っていけるよう支援することを基本として努力した。

## 2 利用者の状況

### (1) 通所事業

(介護予防)通所介護事業と青森市デイサービス事業の利用定員は、1日35人で行い、年間営業日数248日、利用者延べ6,968人(運営1日平均28.10人)で、前年度より利用率は僅かではあるが上昇した。

また、青森市通所型介護予防事業については、運動機能向上プログラムを計34日開催し、参加は延べ203人(実数8人)であった。口腔機能向上プログラムは希望者がおらず、開催されなかった。

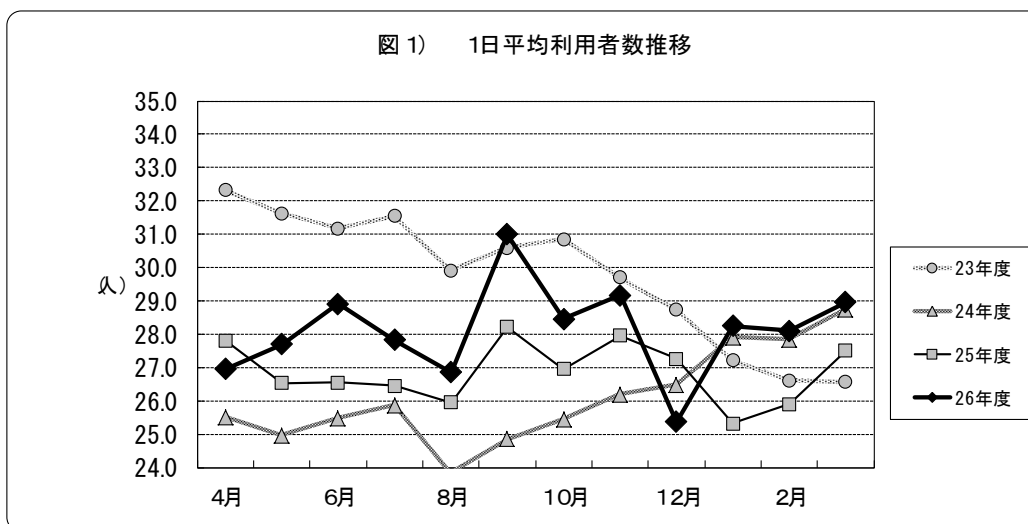
### (2) 訪問事業(青森市配食サービス事業受託)

当センターでは、給食宅配サービスを年間244日実施し、宅配実数は、延べ805食(1日平均約3.3食)で、昨年度を僅かに上回る実績であった。(昨年度は年間244日実施、延べ588食、1日平均2.4食)



## 藤聖母園デイサービスセンター 通所事業利用実績推移

年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	営業日数	利用者数 延べ)	利用者数 (1日平均)	営業日数	利用者数 延べ)	利用者数 (1日平均)	営業日数	利用者数 延べ)	利用者数 (1日平均)	営業日数	利用者数 延べ)	利用者数 (1日平均)
4月	19	614	32.3	20	510	25.5	21	584	27.8	21	566	27.0
5月	19	601	31.6	21	524	25.0	21	557	26.5	20	554	27.7
6月	22	686	31.2	21	535	25.5	20	531	26.6	21	607	28.9
7月	20	631	31.6	21	543	25.9	22	582	26.5	22	612	27.8
8月	23	688	29.9	23	548	23.8	22	571	26.0	21	564	26.9
9月	20	612	30.6	19	472	24.8	19	536	28.2	20	620	31.0
10月	20	617	30.9	22	560	25.5	22	593	27.0	22	626	28.5
11月	20	594	29.7	21	550	26.2	20	559	28.0	18	525	29.2
12月	19	546	28.7	19	503	26.5	19	518	27.3	22	558	25.4
1月	19	517	27.2	19	530	27.9	19	481	25.3	20	565	28.3
2月	21	559	26.6	19	529	27.8	19	492	25.9	19	534	28.1
3月	21	558	26.6	20	575	28.8	20	550	27.5	22	637	29.0
計	243	7,223	29.72	245	6,379	26.04	244	6,554	26.86	248	6,968	28.10



## 平成26年度 配食サービス 実績表

藤聖母園デイサービスセンター

### (1) 前年度との実績比較

平成25年度				平成26年度					
月	宅配実数(食)			宅配実数のうち 委託料請求分)	月	宅配実数(食)			宅配実数のうち 委託料請求分)
	非課税 対象者	課税 対象者	計			非課税 対象者	課税 対象者	計	
4月	46	7	53	46	4月	49	13	62	46
5月	31	12	43	31	5月	47	12	59	31
6月	32	12	44	32	6月	49	13	62	32
7月	31	13	44	31	7月	55	12	67	31
8月	30	13	43	30	8月	50	13	63	30
9月	27	11	38	27	9月	59	12	71	27
10月	48	12	60	48	10月	61	13	74	48
11月	46	12	58	46	11月	50	10	60	46
12月	42	11	53	42	12月	47	12	59	42
1月	41	11	52	41	1月	61	11	72	41
2月	35	12	47	35	2月	64	11	75	35
3月	41	12	53	41	3月	68	13	81	41
計	450	138	588	450	計	660	145	805	450
営業日数	244 日	1日平均 宅配実数	2.4 食	営業日数	244 日	1日平均 宅配実数	3.3 食		

※ 青森市配食サービス事業は、1人の利用者につき、週2回分までの委託料が請求できることになっているので、「委託料請求分」の数は実数よりも少なくなっている(平成18年度より、市民税非課税世帯のみ補助の対象となっている)。

### (2) 前年度との利用料 委託料請求額比較

平成25年度				平成26年度			
料金の種別	単価 (円)	総数 (食分)	計(円)	料金の種別	単価 (円)	総数 (食分)	計(円)
非課税対象者 利用料	450	450	202,500	非課税対象者 利用料	450	660	297,000
課税対象者 利用料	1,000	138	138,000	課税対象者 利用料	1,000	145	145,000
青森市からの 委託料	550	450	247,500	青森市からの 委託料	550	450	247,500
請求額合計(円)			588,000	請求額合計(円)			689,500

## 平成26年度 青森市通所型介護予防事業実績報告書

(統計)

事業所名： 藤聖母園デイサービスセンター 印

(単位：回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運動器機能向上	20	20	21	21	6	17	24	18	19	13	11	13	203
栄養指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
口腔機能向上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	20	21	21	6	17	24	18	19	13	11	13	203

(単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委託料	51,400	51,400	53,970	53,970	15,420	43,690	61,680	46,260	48,830	33,410	28,270	33,410	521,710
受領した負担金	4,000	4,000	4,200	4,200	1,200	3,400	4,800	3,600	3,800	2,600	2,200	2,600	40,600

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実利用者数	7	7	8	7	6	7	7	7	7	6	6	5	80

### 藤聖母園在宅介護支援センター

#### 1 事業運営の概要

当センターは、老人福祉法による在宅高齢者の福祉に関する相談を24時間対応で行う事業所であるとともに、青森市中央地域包括支援センターのブランチとしての役割を果たすことを目的としている。

生活・福祉ニーズの個性化、多様化が進むなかで、高齢者自らの意思を大切にしながら個々のニーズに応えるサービスを提供することにより、高齢者が生きがいを持ち、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、そして地域の福祉ニーズは地域の人々の生活の中にある、との視点を基本として事業を推進した。

具体的には

- (1) 地域住民のニーズ把握に努めること。
- (2) 活動にあたり重要な役割を果たす町会長や民生委員、地域住民との連携強化。
- (3) 高齢者の各種保健福祉サービスに関する広報の強化。
- (4) 各種老人保健福祉サービスに関する相談への細やかな対応。

を方針として活動を行った。活動の実績は、日々の相談や介護保険の代行申請、施設入所の相談、困難事例への対応、虐待への対応などであり以下のとおりである。

#### 2 活動の実績

- (1) 青森市主催の連絡会議に毎月出席
- (2) 中央地域包括支援センター主催の地域ケア会議に6回出席
- (3) みちのく地域包括支援センター主催の地域ケア会議に隔月出席

- (4) 市役所に虐待事例の経過報告をし、相談しながら対応した。(1件)
- (5) 介護相談件数(34件)
- (6) 介護予防プラン作成 介護予防プラン請求 在宅介護支援センターの実績報告。
- (7) 介護予防教室4回開催 (6月21日 7月12日 9月20日 10月4日)
- (8) 敬老会にて健康相談コーナー設置 (中央包括支援センターと連携)
- (9) 中央包括支援センター主催の介護予防教室に協力 (4回)
- (10) その他各種研修会への出席

### 3 職員配置状況

所長1名、介護支援専門員1名

## 青森市合浦デイサービスセンター

青森市合浦デイサービスセンターは、青森市が市営住宅合浦団地の1階に設置している施設で、青森市の指定管理者として社会福祉法人藤聖母園が指定を受け管理・運営している施設である。

### 1 事業運営状況

当センターは、利用者様が喜んで利用されるよう、その自主性を尊重するとともに、家庭的な対応に努めることを基本に、通所介護事業と、基準該当障害者福祉サービスを実施しているほか、合浦シルバーハウジング(市営住宅合浦団地1~3階)に居住されておられる方々への昼食配達事業も併せて実施している。

サービスの提供は、年末年始及び土曜日・日曜日を除いて行った。また、利用者の声を聴く機会としてオンブズマンの活用、アンケート調査を行い、提供するサービスの向上・改善に努めた。

### 2 利用者の状況

当センターの利用定員は30名であるが、今年度の年間利用者数は延べ5,807人、前年度に比べ389人の減であった。

### 3 地域との交流

地区内の小学校で実施している古紙回収やペットボトルのキャップ収集や防犯対策の一環として「子ども110番」連絡所の指定を受け地域の防犯対策に協力したほか、地域内にある保育園との交流を行った。

### 4 その他

職員の配置は、介護保険法で定める基準を上回る人員を配置し、より充実したサービスの提供に努めた。

## 弘前大清水学園

### (児童発達支援、保育所等訪問支援、子ども発達相談室)

児童発達支援センター弘前大清水学園は、25年より引き続き定員30名で対応し、26年4月は契約児童数42名でスタートとなった。6月に2名、7月に1名入り45名の契約児童数で取り組んだが、併行通園の児童が多く一日の利用人数が当初予定より下回り、月平均の利用人数が確保できず、安定した運営が困難となり、急遽11月から、児童の受け入れを行った。27年3月には、契約者数48名となり、安定した経営が出来るようになったが、3ヶ月平均の利用人数の制限等もあり、曜日を限定した対応が必要となる等、今後も、先を見通した契約児童数を確保する事が課題である。

また、26年度より園長が変わり方針や運営体制が変わった事を機に、職員がそれぞれ個々で動き、職員一体となって療育に取り組む意識が薄れ、結果として、保護者の信頼がなくなり、他事業所へ移行する児童や、26年度末には数名の職員が退職を願い出る事となった。この反省を基に、職員間で互いに話し合い、日常の療育を確認しながら、療育への意識を高めて行く事が求められる。

更に、地域支援としての保育所等訪問支援は、計3名の児童に対して、集団生活での児童にスタッフが付く直接支援を、定期的に重ねていく事ができた。結果として、子どもは、集団での困り感が軽減され、徐々に適応が可能となる等、成果をあげている。保護者にとっては、我が子への集団生活での困り感と具体的な支援が明確になり、就学へ向けての児童の理解が深まる事へ繋がった。所属先の保育園等の職員へも、対応の仕方を伝え助言する事で、児童の理解と日々の対応にも反映されるなど、大きな成果を上げてきた。今後も、継続して保育所等訪問支援を行っていく事が、本来必要な身近な地域での支援が、達成されていく事と思われる。

また、平成2年から継続されている児童発達支援センターの独自の事業である「こども発達相談室」も、各専門分野の先生方により継続して実施された。地域の児童や学園の児童に対して個別の相談を受け、適切な支援の方向性を示す事が出来、相談件数は合計で147件であった。ことばの相談が最も多く71件、機能障害と遊び・運動の相談が42件、育児等を含む窓口相談が34件となっている。今後も、在宅で発達に遅れを持っている児や、疑われる児童に対しての支援の為に、児童発達支援センターの役割として担っていく必要があると思われる。

## 放課後等デイサービス 療育支援センターおおしみず

### (放課後等デイサービス・日中一時支援事業・障害児等療育支援事業)

平成26年度は、定員を20名にして3年目となった。24年度より基本理念や活動の方向性に共感し、利用希望するご家庭を大切にし、より丁寧な対応を目指すという姿勢で進んできた。

26年度になり、利用人数も増加したが、家庭の事情で中途での解約や別事業所への移行などもみられた。

また、平成25年度からは、障害児相談支援事業所での利用計画での契約となり、26年度中には全市町村で制度への移行となった。利用計画を基に事業所の個別支援計画が作成されるというシステムで数カ所の相談支援事業所が当事業所と関わることになった。

活動内容として、小学生と中、高校生の利用児数がそれぞれ小集団を形成できる場合は別々の活動内容を企画、実施した。更に合同行事や合同の活動プログラムも実施された。大型の事業所としての異年齢児童の交流も図れるという良さもある。利用児の事故等の防止に努め、利用児の情報交換や丁寧な対応を職員間で心がけてきた。

障害児等療育支援事業については、外来の事業のポップ教室は1歳6ヶ月児健康診査や3歳児健康診査時、さらに要フォロー児として市町村保健師の働きかけにより紹介されてくることが多かった。発達障害の疑いから認知に至る過程で活用できる事業がない現状で唯一機能できる事業といえる。

26年度の施設支援一般指導事業は、重点的な事業としてとらえて実施してきた。保育所等訪問事業との連携を取って訪問した箇所が増えた。また、外来事業（ポップ教室）に関わったケースの就学先との事例の情報共有や本人の障害理解のための小学校訪問も今年度保護者の希望もあり、4校に実施できた。

## 弘前大清水希望の家

指定障害福祉サービス事業・多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援B型事業）

日中一時支援事業所

満18歳以上の知的障害者が日々通所し、適切な環境のもとで、いろいろな活動を通して相互に交流し、より豊かな在宅生活・地域生活を営むよう援助、支援する施設である。

「障害者自立支援法（現在は「障害者総合支援法」に改称）による新たな制度のもとでは4年目になり、通所更生施設として創設されてからは、29年目である。

現在、多機能型事業所（定員35名）として、生活介護事業（定員25名）に33名が通所し、就労継続支援B型事業（定員10名）に9名が通所している。

生活介護事業は、生活のリズムを保ち、一人ひとりが笑顔で生活できるように支援・援助するものである。

就労継続支援B型事業は、いろいろな作業活動を通し、仕事をする楽しさややりがい、充実感を得られるように支援・援助するものであり、工賃を支給する。

全体として20年通所している利用者は、19名で45.2%を占めていて、年齢も40歳以上が21名で50%を占めている。最高年齢は54歳である。生活介護事業を利用している利用者で見ると、加齢によるADLの低下、認知症、肥満等による持病等年々深刻化してきてい

る状況の中でそれへの対応が課題となってきた。利用者の高齢化とともに保護者の高齢化も同時進行しており、保護者の持病等もあり在宅生活の維持に課題を抱えて来ている家庭も増加の傾向にある。事業所としてこれらへの対応が大きな課題であり、早急な具体的な対応策が求められている。また、身体障害者の方も3名、精神障害の方1名を受け入れている。当事業所としては、どのような障害を持っている方でも出来る限り受け入れ、全ての人に光をもたらす事が出来る事業所を目指していく事を考えている。

就労継続支援B型事業では、定員は満たしてはいないが、高等学校にも周知してもらえようになり、新規利用者の希望者が出てきている状態である。

多くの課題は抱えているが、それらの対応として、まずは改築を目指したが、出来なくなったため、短期入所やグループホーム等を考えています。

## 障害児・者サポートセンター大清水

当事業所は大きく分けると2つ、さらに分けると4つの事業を行っている。

大きく分けた一つは、障害児の保護者や利用者本人の障害福祉サービスを利用するための「利用計画」を作成し、その後の状況を把握する「モニタリング」を行う事業である。

この事業は、さらに3つあり、一つ目は、障害児の利用計画を作成する「指定障害児相談支援事業」、二つ目は、障害児・者の在宅での障害福祉サービスを利用するための「利用計画」及び「モニタリング」をする「指定特定相談支援事業」、三つ目は、病院や施設からの移行支援や地域定着支援を行う「指定一般支援事業」である。

そして、大きく分けたもう一つは、弘前市から委託を受けている福祉関係全般にわたる相談を受ける「地域相談支援事業」である。

当事業所は平成24年7月に開設して3年目を迎えたが、法人内で児童発達支援センター、放課後等デイサービス、さらに県から委託による障害児等療育支援事業を実施してきたことから、その中心的なものは、障害児を対象としたものとなっている。障害児の計画作成件数は167件（全体の約83%）、モニタリング件数は230件（全体の約98%）となっている。地域生活支援事業の相談者158名の97%が児童の保護者からである。

専任相談支援専門員1名、専任相談支援員1名、兼務の専門員が3名いるが、実質は2名の専任相談員が当たっている。2人でこれだけの件数をこなしても、報酬としての収入は微々たるもので、到底事業所運営は勿論のこと1人分の給料にもならないという現実で、弘前市からの委託料を合わせても、約100万円の持ち出しとなる状況である。

これは、国の報酬単価の設定が低すぎることによるもので、平成27年度に見直しがされたものの、大きな改善には至らなかった。

平成27年4月より、利用計画書作成の義務化が実施され、新規相談の見込み件数は限られたものになることが予測されるが、幼児期や児童期により変動するニーズ、そして家族サポートも含めた支援を利用計画に適切に反映させていけるよう、また者に対しては、高

等部から社会に出る、或いは通所支援から入所支援への移行等、それぞれのニーズに応えられるよう、利用児・者のより良い生活と権利を保障する基本的視点に立ち、業務に当たっていききたい。

## 藤ヨゼフハウス

当事業所は、障害があっても地域の中で暮らしたい思いのある障害者に対し、地域社会の中にある共同生活住宅で暮らすために必要な食事の提供、金銭管理等の生活援助や障害程度区分【2】以上の障害者に対しては必要な生活支援を併せて行うことによって、障害者の地域における自立生活を支援することを目的としている。

当事業所では平成26年4月から介護包括型グループホームとして運営する形態をとっており、施設は第1ヨゼフホームから第9ヨゼフホームまでである。それぞれ定員が定められ、合計定員は53名となっている。

当事業所の利用者は、その多くが一般就労や福祉的就労しており、各々が自分の望む障害福祉サービスの提供を受けながら自分に合った仕事を継続し日々の生活を送っている。日常生活により多くの支援を必要としている利用者や高齢の利用者も、よりきめ細かな支援を受けながら地域生活を送っている。

支援の中でも特に健康管理や緊急対応には留意しており、有病者については服薬及び通院支援の充実に努めたほか、緊急連絡体制を強化するため、ワンタッチ式の直通小型電話機を各ヨゼフホームに設置し、さらに電話による通報等が困難な利用者には簡単な操作で通報可能なセコムホームセキュリティ端末を所持させている。

また、利用者には様々な地域行事やサークル活動の情報提供を行い、積極的に参加できる機会を増やしたほか、余暇支援として、お花見会、クリスマス夕食会、納涼会、県外旅行、日帰り旅行などを実施した。

## 青森藤チャレンジド就業・生活支援センター(生活支援等事業)

### 事業の概要

#### (1) 事業の設置目的

センター事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

#### (2) 生活支援事業登録者数



平成 26 年度末登録者数 男性 92 名、女性 54 名 計 146 名

(3) 登録者に対する主な支援内容

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ①日常生活上の相談に対する助言・支援 | ②健康管理への助言・指導   |
| ③衣食住に関する助言・指導      | ④余暇に関する助言・情報提供 |
| ⑤消費行動に関する助言・指導・支援  | ⑥人間関係の調整・助言    |
| ⑦各種事務手続きへの助言・支援    | ⑧緊急時の対応        |

(4) 登録者に対する活動状況は、以下のとおりです。

区 分	登録者への支援方法						合 計
	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	その他	
支援延人員	100	28	39	61	61	43	146
支援延回数	2,093	271	139	531	380	157	3,571

(5) 登録者以外への支援は、以下のとおりです。

	電話相談	来所相談	家庭・職場訪問による相談・支援	他機関訪問同行・支援	その他の支援	合 計
回 数	10	0	6	3	2	21

## 公益事業

### 藤聖母園居宅介護支援事業所

#### 1 事業運営の概況

当事業所は、介護保険制度の居宅介護支援事業者として、平成11年度から行ってきた介護保険要介護認定申請代行、居宅介護サービス計画の作成、相談業務等平成26年度も引き続き実施した。

要支援に認定された利用者については、他法人の「介護予防支援事業者（地域包括支援センター）」に担当を引き継いでいるが、そのうち、当センターで担当していた方については引き続き担当させていただいている。また、最初は地域包括支援センターで関わった方で要支援・要介護と認定された方も担当させていただいている。

#### 2 活動状況

居宅介護サービス計画作成数 (件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
72	74	80	81	82	85	88	93	93	91	93	92	1,024

#### 3 職員配置状況

所長 1名  
介護支援専門員 3名

### 青森市合浦シルバーハウジング

青森市合浦シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）は、市営住宅合浦団地の1階から3階までを高齢者（65歳以上）及び障害者専用の市営住宅として青森市が設置した施設で、社会福祉法人藤聖母園が運營業務委託されている事業である。

この住宅は、高齢者等の生活に配慮した設備・仕様が施されている。たとえば、水の使用が12時間行われないうち、又は2時間以上水が流され続けているときには、自動的に生活援助員に通報され原因を確認したうえで必要な処置が行なわれるなどである。

入居者には生活援助員によるサービス（生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、一時的な家事援助、関係機関等との連絡など。）を提供している。配置している生活援助員と居住高齢者とのコミュニケーションやお互いの交流が図られるよう、土曜日には団欒室でお茶飲み会を開催した。多い日には、入居者の3人に1人が集まり交流を行っていた。

1年365日、24時間体制での支援業務により、それぞれの高齢者の安心した生活を見守

り、お互いの関わり合いからくる信頼感を生み出している。シルバーハウジング入居者へのデイサービスからの食事援助（配食）は希望者の増加もあり、前年に比べ約5倍と大幅に増加し180食となった。

緊急警報による警備保障会社からの出動回数は、年間延べ23回あった。主なものは水の長時間不使用（12時間）による生活警報が多かった。

## 青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（雇用安定等事業）

平成18年度から国【厚生労働省】の委託事業として青森労働局からの指定を受け、障害を持つ方々の職業生活の自立を図ることを目的として、生活支援等事業と連携し就業および就業に伴う日常生活上の相談支援業務を行う。

支援業務の推進に当たり雇用・福祉・教育の各行政機関並びに各企業とも連携を図りながら実施した。また、雇用促進と職場定着のために生活習慣の形成・日常生活等の自己管理・職場適応への助言や支援を利用者の特性を理解し課題に応じて対応した。

職員は、3名を就業支援員として配置した。

連携機関である青森公共職業安定所、相談支援事業所を中心に特別支援学校、市町村の福祉・雇用担当課、福祉・医療機関等との情報交換並びに協議を重ねながら、事業所訪問での職場定着の推進と職場開拓に努めた。

また、直ぐに一般就業の困難な障害者については、相談支援事業所等と連携し就労移行・継続支援事業所、委託訓練先等へ繋ぎながら、基礎訓練を斡旋し就労に向けたプロセスを確立した。

管轄の地域は、青森市・東津軽郡4町村（平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村）の5市町村でエリアの総人口は約314,000人（県人口の24%）を占めている。

支援対象登録者は平成27年3月末で357人、相談・支援件数は6,194件、職業準備訓練・実習斡旋人数は51人、就職者数は（一般就業）52人・（A型就労）14人、職場訪問による定着支援件数は418件等の実績である。

当センター主催の連絡会議（報告会）は2回開催し、支援実績並びに支援事例の報告、関係機関との意見交換の場とした。なお、内1回は情報交換のテーマを「発達障害者」に絞り、近年急増している同障害への対応について協議した。又、関係機関が主催する会議・研修会に出席し、情報収集と職員の資質向上に努めた。

当センター主催の在職者の職場定着を図る研修会は2回開催し、「5年後・10年後を考える」「健康を意識した市販弁当の選び方」をテーマに、社会人としての基礎的・習慣的な知識を習得できるよう実施した。

## 収益事業

### 収益事業（法人本部）

（東京アフターケアハウス）

1 東京アフターケアハウスについては、平成 26 年度事業計画のとおり、建物の賃貸契約を行った。

（今後の取り組み）

2 今後、東京アフターケアハウスの役割と必要性が求められるようになったときは、当法人としては速やかにこれに対応するようにしたい。